東京法務局練馬出張所敷地内における歩行者通路の設置及び駐車場利用の変更について

この度、東京法務局練馬出張所敷地前面の練馬区道が整備されたことに伴い、令和８年４月２０日から下図のとおり、敷地内に歩行者通路が設置され、駐車場の入口と出口とを分け、駐車場内は一方通行となりますのでお知らせします。
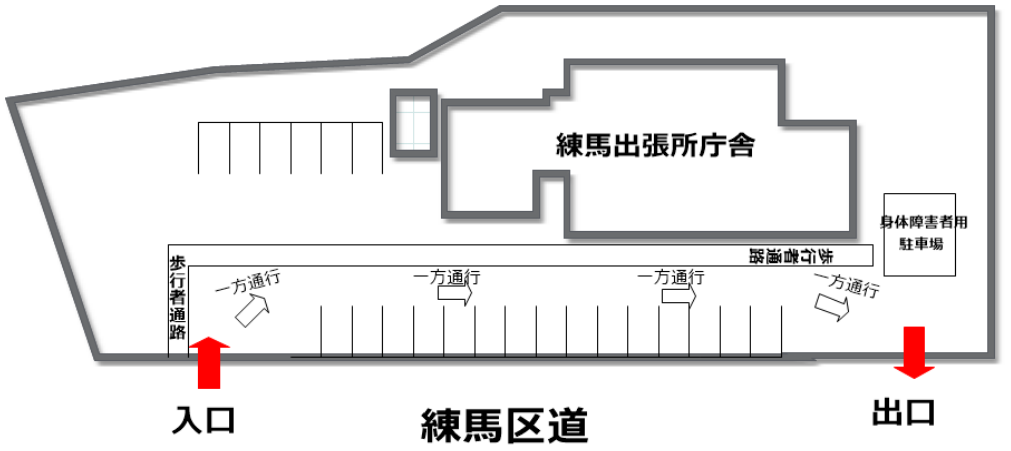
東京法務局練馬出張所